平成２８年（フ）第１１６２号
東京都東久留米市南沢３丁目16番２号海老沢ハイツ２号201号室
債務者　若林　政明
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２４１２号
神奈川県藤沢市大庭5683番地の２　駒寄15―106
債務者　馬場　史朗
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６９号
神奈川県藤沢市高倉2109番地の９　メゾン・ルミエールＢ101
債務者　関田　哲治
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５８８号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン15―２号棟404号
債務者　庄司　英俊
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６１８号
横浜市青葉区美しが丘１丁目19番地２　たまプラーザ団地４―７棟504号
債務者　鈴木　將仁
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７４３号
横浜市中区寿町３丁目10番地５　かえで館504号室
債務者　竹島　俊兒
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３号
神奈川県大和市鶴間２丁目12番４―310号
債務者　小野　弘美
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６７号
東京都調布市多摩川２丁目９番地９
債務者　林佳代こと　パクオンヒ　朴　　恩姫
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５０３号
横浜市神奈川区六角橋２丁目25番31号
債務者　中島加津実
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５４号
東京都新宿区新宿２丁目12―１　デュオ24 302
債務者　高橋　健次
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７９号
神奈川県川崎市中原区上小田中１丁目32―３―104
債務者　西村　浩至
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８３号
東京都江東区大島１丁目１―11―502
債務者　宮川　里美
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８４号
東京都西東京市東伏見２丁目16―６―201
債務者　前田　　朋
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８５号
東京都北区上中里２丁目11―３―201
債務者　齋藤　尚人
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８７号
東京都世田谷区宇奈根２丁目10―５―103
債務者　千葉　家定
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部